

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第51条の3中「及び生年月日」を「、生年月日その他総務省令で定める事項」に改める。

第55条の3第3項中「第5項」を「第6項」に、「第60条第4項」を「第60条第5項」に、「第61条第3項」を「第61条第4項」に改める。

附則第13項の2中「第10条第1項」を「第10条第1項、第3項及び第4項」に改め、「年14.6パーセントの割合及び」を削り、「同項」を「これら」に、「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から附則第14項まで」を「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下本項及び次項」に改め、「(以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」を「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に改める。

第2条 大阪市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第13項の2中「、第3項及び第4項」を削り、「延滞金の」を「延滞金の年14.6パーセントの割合及び」に、「これら」を「同項」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業

手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下本項及び次項」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から附則第14項までに、「その年」を「その年（以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。）」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大阪市市税条例第51条の3の改正規定 市長が定める日
- (2) 第2条の規定及び附則第3項の規定 平成26年1月1日

2 第1条の規定による改正後の大坂市市税条例附則第13項の2（市規則において引用する場合を含む。）、第13項の3及び第13項の4の規定は、平成25年5月27日から適用する。

（延滞金に関する経過措置）

3 第2条の規定による改正後の大坂市市税条例附則第13項の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税について年金保険者による市長に対する通知事項を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例（抄）

（第1条による改正関係）

（年金保険者による市長に対する通知）

第51条の3 当該年度の初日において年齢65歳以上の者であつて老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）は、当該年度の初日の属する年の5月25日までに、当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者（同日において本市に住所を有する者に限る。）の氏名、住所、性別及び生年月日その他総務省令で定める事項、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当、

該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、市長に通知しなければならない。

（区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課する固定資産税）

第55条の3 省 略

2 省 略

3 震災、風水害、火災その他の災害（以下この条及び第61条の3において「震災等」という。）

により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び第6項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で当該震災等の発生した日の属する年（以下この項及び第64条の3第1項において「被災年」という。）の1月1日（当該震災等の発生した日が1月1日である場合には、当該日の属する年の前年の1月1日）を賦課期日とする年度（以下この条、第61条の3及び第64条の3において「被災年度」という。）分の固定資産税について第1項の規定の適用を受けたもの（震災等の発生した日以後に分割された土地を除く。以下この項及び次項において「被災共用土地」という。）に対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分（災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退
第6項

きの勧告若しくは指示、同法第61条第1項の規定による避難のための立退きの指示又は同法第63条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による警戒区域の設定（以下この項及び第64条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、同法第60条第4項（同法第61条第3項において準用する場合を含む。）及び第5項の規定
第5項 第4項 第6項

による公示の日又は当該警戒区域が警戒区域でなくなつた日（以下この項及び第64条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災

年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分。以下この条及び第64条の3において同じ。)の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納稅義務者(当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る1の専有部分で2以上の者が共有していたものがあつた場合においては、これらの2以上の者を当該被災共用土地に係る1の納稅義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納稅義務者」という。)は、法第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納稅義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合(当該被災共用土地が第64条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合においては、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合)によつてあん分した額を、当該各被災共用土地納稅義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 - 7 省 略

附 則

1 - 13 省 略

(延滞金及び還付加算金の割合等の特例)

13の2 当分の間、第10条第1項、第3項及び第4項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年
これら)

の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合

前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる

に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から附則第
商業手形の基準割引率 4パーセント 本項及び次項

14項までにおいて同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この項
及び次項において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合
当該特例基準割合 (当該)

にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算し
特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

た割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を
加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセン
トの割合) とする。

13の3 - 148 省 略

大阪市市税条例（抄）

（第2条による改正関係）

附 則

1 - 13 省 略

（延滞金及び還付加算金の割合等の特例）

13の2 当分の間、第10条第1項、第3項及び第4項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の同項
当該年

前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる
の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合

商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下本項及び次項
1パーセントこの項から附則第

において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項
14項まで

及び次項において「特例基準割合適用年」という。中においては、当該特例基準割合（当該
年14.6パーセントの割合

特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算し

た割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を

加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセン

とする。

トの割合）

13の3 - 148 省 略